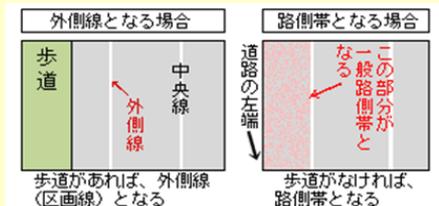


## 自転車の交通安全 ～自転車の通行方法について～

- 1 歩道の区別がある道路では、**車道**を通行！  
歩道と車道の区別のある道路では、**車道**を通行することが原則です。
- 2 道路の左側端に寄って通行！  
車道の中央から左側部分の**左側端**に寄って通行しなければいけません。
- 3 路側帯の通行方法  
道路の左側に、歩道の代わりに「**路側帯**」があるときは、**その路側帯**を通行することができます。  
ただし、**著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合**や**歩行者用路側帯**は通行することができません。また、通行できる路側帯は道路左側に設置された路側帯のみです。



### 歩道通行は例外です。

#### 例外的に歩道を通行できる場合



- 1 「歩道通行可」の道路標識等がある場合
- 2 車道通行が危険と認められる人の場合
  - ① 13歳未満の児童・幼児
  - ② 70歳以上の高齢者
  - ③ 身体が不自由な人
- 3 車道又は交通状況から通行の安全を確保するため、歩道通行がやむ得ないと認めるとき、例えば、
  - ① 道路工事や連続した駐車車両などのために通行困難な場合
  - ② 自動車の通行量が多く、かつ、車道が狭いなどのため通行が危険なとき

### 歩道では歩行者優先です。

- 1 自転車は歩道の中央から車道寄りを徐行しなければなりません。
- 2 歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止しなければなりません。
- 3 歩行者がいなときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行することができます。

左下の二次元コードをスマホでかざして、自転車利用上のルール〇×問題にチャレンジしてみてください。



あなたは、自転車を利用するにあたり、どのくらいルールをご存知ですか…？

